

「現場推進会議」の運用（上水道）

【目的】

受発注者間の合意形成をすることにより、生産性の向上を図り、事務の効率化（不合理な事務の削減）や適正な事務執行（統一性確保）を達成することを目的とする。

【運用対象工事】

原則、下記工事を対象とする。

	入札参加業種	設計金額	現場推進会議運用	協議内容確認シート
水道	土木一式	20百万超え	対象	対象
		20百万以下	対象外	対象外
	水道管	20百万超え	対象	対象
		20百万以下	対象外	対象外
	上記以外土木系工事	20百万超え	対象	対象
		20百万以下	対象外	対象外
営繕系工事	全ての工事	対象外	対象外	

※簡易な工事、または特段の理由がある場合は、対象工事を対象外とすることを妨げない。自然条件や周辺環境条件等に制約が無く、工事目的物や仮設物が汎用的に使用される種類であり、かつ当初契約時での工期が週休2日制を十分に確保されている工事等、会議で事前協議する大きな課題が想定されない工事。

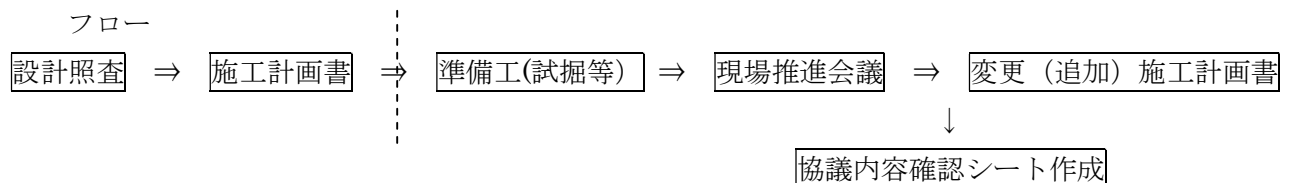
【適用】

令和3年5月1日以降に契約する工事

【現場推進会議開催時期】

準備工（試掘等）実施後に開催。但し必要に応じて2回目以降の開催については、受発注者間相互合意の上、開催することも可とする。

【管路掘削工事、開催例】



【運用方針】

- 原則、「現場推進会議の運用（R3Ver）技術監理課」に準拠する。
- 現場推進会議の情報については部内にて情報共有し、意識統一を図る。
- 出来形管理、品質管理緩和については、当面、適用しない。
- 運用対象工事は、協議内容確認シートが添付された打合せ簿を受注者から受理する。